

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第123号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年7月29日 22時20分ごろ
発生場所	阪神港大阪第1区の夢洲東岸 大阪北港南防波堤灯台から真方位022°550m付近 (概位 北緯34°38.76′ 東経135°23.70′)
事故等調査の経過	平成26年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船兼引船 広真丸、10トン
船舶番号、船舶所有者等	260-38026大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	推進器翼に曲損、左舷船尾部に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人等（以下「同乗者」という。）6人を乗せ、夢洲東岸の船だまり（以下「本件船だまり」という。）で釣りをを行いながら漂泊していた。 本船は、船長が、同乗者の釣り糸が絡んだので、釣り糸をほどいていたところ、平成26年7月29日22時20分ごろ、夢洲東岸の護岸に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	本件船だまりは、埋立工事中であったが、小型の船舶が立ち入ることは可能であった。 船長は、これまでも本船を使用して、幾度も本件船だまりで釣りを行っていた。 船長は、ふだん、錨を使用して停泊していたが、本事故前に本船の錨を陸揚げしており、搭載していなかった。 本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.5mであった。 船長は、本事故後、本船が風浪の影響で圧流されたと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、本件船だまりにおいて、釣りのため漂泊中、船長が、絡んだ釣り糸をほどくことに意識を集中していたことから、本船が風浪の

	影響で圧流されていることに気付かず、夢洲東岸の護岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件船だまりにおいて、釣りのため漂泊中、船長が、絡んだ釣り糸をほどくことに意識を集中していたため、本船が風浪の影響で圧流されていることに気付かず、夢洲東岸の護岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・海面が限られた海域で漂泊する場合、錨を使用して圧流を防ぐこと。・錨を常時搭載すること。・漂泊中においても、船位の確認を適切に行うこと。